様式２

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所　　管　　課	スポーツ振興課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～　令和9年3月31日

Ⅰ　指定概要

施設概要	名　　称	八代市球技場
	所 在 地	八代市新港町3-1
	設置目的	各競技種目の利用促進及び協議の普及・振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。
指定管理者	名　　称	NPO法人八代市体育協会
	所 在 地	八代市緑町11-1
指定管理業務の内容		(1) 運営に関すること (2) 施設の利用に関すること (3) 施設及び設備の維持管理、修繕に関すること
指　定　期　間		令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日　　5年

Ⅱ　利用状況

	令和7年度（評価対象期間の最終年度）	令和4年度（評価対象期間の初年度）	増減 ※評価対象期間の最終年度と初年度との比較
開館日数	363	363	0
施設利用者数	3,186	2,550	636
施設稼働率	99.50%	99.50%	0
事業参加者数			0

Ⅲ　収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

（単位：千円）

	予　算	決　算	効果額	備　考
収　入	19,774,000	19,765,508	(8,492)	
指定管理料	19,536,000	19,536,000	0	
利用料金	238,000	226,230	(11,770)	
その他（　　）	0	3,278	3,278	
支　出	22,109,000	23,898,284	(1,789,284)	
人件費	0	0	0	
修繕費	490,000	197,450	292,550	
備品購入費	0	0	0	
光熱水費	458,000	434,647	23,353	
その他（　　）	21,161,000	23,266,187	(2,105,187)	
収　支	(2,335,000)	(4,132,776)	(1,797,776)	

Ⅳ　評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1　当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	35		32
（１）サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	5	20
①休場日・利用時間の運用状況			
②接客・服装等の接遇			
③利用者数の状況			
④自主事業の実施状況			
⑤ホームページ等を活用した広報活動等の状況			
（２）利用者満足度	15	4	12
①アンケート調査の結果			
②苦情対応			
③利用者への情報発信			
［評価の理由］			
当該施設は天然芝によるサッカー、ラグビー場で、各競技協会との申し合わせにより、芝の養生期間を設けることとしている経緯があり、休場日・利用時間については厳しく遵守されている。グラウンドの管理は良好で利用者から好評を得ている様子。			
2　管理経費縮減に関する取組み	20		12
（１）経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	15	3	9
①経費削減の取組み			
②省エネルギー及び環境に配慮した取組み			
③会計処理			
（２）収入の増加	5	3	3
①収支状況			
②収入を増やすための施策			
［評価の理由］			
支出、収入ともに横ばいながら、効果はマイナスとなっている。			
3　当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		20
（１）施設管理手法及び維持管理体制	10	5	10
①適切な人員配置について			
②施設の職員について			
③勤務者の教育・研修について			
④施設・設備・備品の管理（点検や修繕）			
（２）平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	5	10
①緊急事態の対応（準備）			
②安全対策の取組について			
③個人情報の保護			
④文書の整理保存			
［評価の理由］			
平時は無人施設だが、芝の養生など必要な対策が整えられている。			

4　その他の取組み	25		25
（１）市民に親しまれる施設にする為の取組み	15	5	15
①地域及び各種団体との連携			
②他の市民利用施設との連携			
（２）地域雇用への配慮	10	5	10
①市民採用・再雇用			
②地元業者への発注			
［評価の理由］			
市内の各種競技団体と連携は、指定管理者の活動目的でもあり、年内を通して体育行事の開催なども滞りなく行われ、各施設も利用されている。地域雇用への配慮も見られる。			
合　　計	100		89

【総合評価結果】

合計得点	８９	評価ランク	B

【評価レベル】

評価レベル	乗　率	内　容	備　考
５	100%	良　い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
４	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
３	60%	普　通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
２	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
１	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
０	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

各評価項目の得点　＝　各評価項目の配点　×　評価レベル（乗率）

【総括評価】

Ａ：総合評価の結果、特に優れていると認められる
（合計得点が９０点以上）
Ｂ：総合評価の結果、優れていると認められる
（合計得点が８０点以上９０点未満）
Ｃ：総合評価の結果、適性であると認められる
（合計得点が６０点以上８０点未満）
Ｄ：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点以上６０点未満）
Ｅ：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点未満）

【次回選定時の措置】

Ａ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を加点する。
Ｂ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を加点する。
Ｃ評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
Ｄ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を減点する。
Ｅ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（Ａ～Ｅ）を決定する。